

令和 7 年9月24日
国家公務員共済組合連合会虎の門病院

職員の懲戒処分について

国家公務員共済組合連合会虎の門病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、国家公務員共済組合連合会虎の門病院就業規則第81条の規定に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	職員による酒気帯び運転、過失運転致傷、救護措置義務違反・報告義務違反
処分年月日	令和7年9月16日
処分量定等	(行為者・量定) ・ 医師（専攻医）（20代） 懲戒解雇 1名

(照会先)
国家公務員共済組合連合会虎の門病院
担当：事務部次長 関口
電話 03-3588-1111(内線7238)